第一号様式（第２条、第４条関係）（平14国交令３・全改、令３国交令38・一部改正）

倉　庫　明　細　書

倉庫の名称						
倉庫の所在地						
主要構造						
倉庫の種別及び保管物品の種類						
建築年月日又は建築完了予定年月日						
土地及び倉庫に係る使用権原の状況						
各階別の規模	階別名称		面積（㎡）	軒高、階高又は天井高（m）	容積（㎥）	備考
	合計					
構造の詳細	基礎	柱下				
		壁下				
	骨組み	小屋組み				
		軸組み				
		床組み				
	壁	外壁				
		間仕切り壁				
		防火壁				
	屋根					
	天井					
	床					
	窓	側窓				
		天窓				

	出入口	外壁にある出入口	
		間仕切り壁にある出入口	
		防火壁にある出入口	
附属設備	消火設備		
	防犯設備		
	防そ設備		
	遮熱措置		
	その他の設備		
その他			

（注意）

1　工作物たる倉庫については棟又は貯蔵槽ごとに、野積倉庫又は水面倉庫については一連の柵等により囲まれた区画ごとに、それぞれ別葉に作成すること。

2　「主要構造」の欄は、骨組み、外壁、屋根及び階数をその順に記載すること。

3　「倉庫の種別及び保管物品の種類」の欄は、倉庫の種別並びに別表に掲げる物品の類別及び主として保管する物品の名称を記載すること。

4　「土地及び倉庫の使用権原の状況」の欄は、所有庫・借庫の別等土地及び倉庫の使用権原の状況について記載すること。

5 a　「面積」の欄は、延べ面積を記載し、貯蔵槽倉庫及び冷蔵倉庫の場合は「容積」の欄に有効容積をあわせて記載すること。

b　「軒高、階高又は天井高」の欄は、倉庫に天井が設けられている場合には天井高を記載すること。

c　「備考」の欄は、定温装置を有する倉庫の保管温度及び面積を記載すること。

6 a　「基礎」の欄は、その種類及び材質を記載すること。

b　「小屋組み」の欄は、梁及び合掌について、それぞれの材質及び寸法並びに張り間及び間隔を記載すること。

c　「軸組み」の欄は、柱その他の主要構材の材質及び寸法を記載すること。

d　「床組み」の欄は、その種類及び材質を記載すること。

e　「外壁」及び「間仕切り壁」の欄は、その下地及び仕上材について、それぞれの材質及び厚さ並びにその１㎡あたりの強度（外壁及び外壁に設けられた荷ずり木に係るものに限る。）を記載し、野積倉庫又は水面倉庫の

場合にあつては、その周囲の塀、柵、格子、鉄条網、築堤等の防護施設の構造の概要を記載すること。なお、ラック保管等荷崩れ防止のための措置がとられている場合にあつては、その旨明記すること。

f　「防火壁」の欄は、その下地及び仕上材について、それぞれの材質及び厚さを記載し、小屋裏に耐火構造又は防火構の隔壁を設けた場合には、その下地及び仕上材について、それぞれの材質、厚さ及び箇所数を記載すること。また、災害防止上特に設けた構造又は設備については、その旨を明記し、かつ、構造又は設備の詳細を記載すること。

g　「屋根」の欄は、その下地及び仕上（葺）材の材質並びに一・二類倉庫にあつては厚さを記載すること。

h　「天井」の欄は、その材質を記載すること。

i　「床」の欄は、その床材及び仕上（舗装）材について、それぞれの材質及び厚さ並びに床高（地盤面より１階床上までの高さをいう。）及び各階の１㎡あたりの積載荷重を記載すること。

j　「窓」及び「出入口」の欄は、その開閉方法、材質、大きさ及び箇所数を記載すること。なお、網戸を設けた場合は、この欄にその材質、大きさ及び箇所数を記載すること。また、災害防止上特に設けた設備については、その旨を明記し、かつ、設備の詳細を記載すること。

7 a　「消火設備」の欄は、その種類及び数量を記載すること。

b　「防犯設備」の欄は、その種類及び配置の概要を記載すること。

c　「防そ設備」の欄は、その有無及び種類を記載すること。

d　「遮熱措置」の欄は、一・二類倉庫の場合にあつては、屋根及び外壁における熱貫流率の１㎡あたりの平均値を記載することとし、換気扇等の排熱設備を設けている場合には、その旨明記した上で設備の詳細を記載すること。

8　「その他」の欄には、関税法による保税蔵置場、消防法による危険物の貯蔵所、高圧ガス保安法による高圧ガスの貯蔵所等にあつては、その旨を明記し、かつ、許可年月日及び許可番号を記載し、冷蔵倉庫にあつては、高圧ガス保安法による許可年月日及び許可番号を記載すること。